

2014(平成26)年度 法学既修者入学試験問題(2月試験)

商 法

(90分, 総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題冊子は、表紙及び余白を含めて4ページで、問題は1問ある。
2. 解答用紙は3枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には、応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
7. 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

問題

株式会社 N 食品（以下、「N 食品」とする。）は福岡県福岡市に本店を置く公開会社であり、おでん等の食品加工、および卸売を事業目的とする。

以下の小問（1）～（3）に答えなさい。なお、各小問は独立した事例とする。

- (1) N 食品の代表取締役 A は、N 食品の承認なく、自らも B 食堂という飲食業を目的とする合名会社を設立し、その業務執行社員となった。その後、B 食堂で提供するおでんが評判だったため、その加工・販売も行い、売り上げを伸ばしている。その後、N 食品の株主 X がこれを知るところとなった。X は A に対してどのような請求ができるか。 (35 点)
- (2) N 食品の代表取締役 A は、同社の主力工場兼事業所であって、おでん製造を行っている M 工場を、代表取締役として独断で C 社に譲渡した。C 社はその代金の一部を N 食品に支払っていた。その後、C 社は事業が振るわなくなった。N 食品からの未払い代金の支払請求に対して、C 社は契約の無効を主張することができるか。 (35 点)
- (3) N 食品は、吸収合併存続会社として、秘伝のおでんつゆ製造のノウハウをもつ T 食品を吸収合併することになった。その際、合併比率を 1 対 1 として、非公開会社である T 食品の株主に対して、N 食品の株式を交付した。これに対して、N 食品の株主である D は、両者の資産状況等からすれば、合併比率は 1 : 4 であり不公正であると主張して、合併無効の訴えを提起することができるか。 (30 点)

余白

余白